

第 78 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

第 78 回

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和 8 年 3 月 27 日（金）10：00～11：32

会場：農林水産省畜産局 第 1 会議室

（Web 会議併用）

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

- (1) ランピースキン病の家畜の種類を家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）第一条の表に規定することについて（諮問・答申）
- (2) ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令（令和七年政令第二百五十六号）を廃止することについて（諮問・答申）
- (3) 家畜伝染病予防法の改正に伴う政省令改正の方向性について（御報告）
- (4) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の改正について（諮問）
- (5) スウェーデンのアフリカ豚熱清浄性復帰について（御報告）
- (6) ハンガリーの口蹄疫清浄性復帰について（御報告）

4. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

家畜衛生部会委員名簿

- 資料 1 - 1 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の概要
- 資料 1 - 2 家畜伝染病予防法に係る政省令及び告示の主な改正事項（案）
- 資料 1 - 3 家畜伝染病予防法の改正に対する都道府県の主な意見及び考え方
- 資料 1 - 4 諮問文
- 資料 1 - 5 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（参考資料）
- 資料 2 - 1 特定家畜伝染病防疫指針の見直しについて（案）
- 資料 2 - 2 特定家畜伝染病防疫指針の一部改正の主な改正点について（案）
- 資料 3 - 1 スウェーデンのASF清浄性復帰に伴う輸入再開に係るリスク評価報告書
（概要版）
- 資料 3 - 2 スウェーデンASF清浄性復帰（参考資料）
- 資料 3 - 3 スウェーデンのASF清浄性復帰に伴う輸入再開に係るリスク評価報告書
（詳細版）
- 資料 4 - 1 ハンガリーの口蹄疫清浄性復帰に伴う輸入再開に係るリスク評価報告書
（概要版）
- 資料 4 - 2 ハンガリー口蹄疫清浄性復帰（参考資料）
- 資料 4 - 3 ハンガリーの口蹄疫清浄性回復に伴う輸入再開に係るリスク評価報告書
（詳細版）

午前10時00分 開会

○横澤調査官 定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第78回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては御多忙中にもかかわらず御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

当部会の事務局を務めます消費・安全局調査官の横澤でございます。本日はよろしくお願いたします。

開会に当たりまして、消費・安全局審議官の木下から御挨拶申し上げます。

○木下消費・安全局審議官 委員の皆様におかれましては年度末のお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、第78回家畜衛生部会を開催するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さて、家畜衛生をめぐる現状を見ますと、今週も北海道と宮城で鳥インフルエンザが発生しております。また、豚熱につきましても先日、静岡の方で国内102例目が発生したところでございます。高病原性鳥インフルエンザにつきましましては渡り鳥の北帰行が終わる5月頃までは引き続き警戒が必要でございますので、農林水産省といたしましても都道府県と緊密に連携をいたしまして、発生予防、まん延防止に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

また、海外に目を向けますと、隣国の韓国におきまして口蹄疫とアフリカ豚熱の感染が拡大しておりまして、我が国への侵入リスクが高まっている、そういうような状況にございます。絶対にアフリカ豚熱を国内に侵入させないという覚悟を持って、水際の検疫措置の徹底に努めてまいりたいと思っております。

本日は、こうした状況を踏まえまして、今特別国会に家畜伝染病予防法の一部改正法案を提出したところでございまして、それに関連した議事（1）から（4）について、委員の皆様方に御審議を頂きたいというふうに考えております。

それに加えまして、家畜伝染病の清浄性復帰に伴う輸入再開に係るリスク評価につきまして、ハンガリーとスウェーデンの事例について御報告をさせていただきたいというふうに考えております。

委員の皆様におかれましては、専門的な見地から忌憚のない御発言と活発な御議論をお願い申し上げて、簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

○横澤調査官 ありがとうございます。

それでは初めに、現在、家畜衛生部会の委員数は19名となっておりまして、本日、ウェブでの御出席も含めまして15名の委員の先生に御出席いただいております。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定により、定足数3分の1以上を満たしていることを御報告いたします。

続きまして、本日出席しております事務局を御紹介申し上げます。

動物衛生課長の沖田でございます。

○沖田動物衛生課長 どうぞよろしくお願いいたします。

○横澤調査官 家畜防疫対策室長の武久でございます。

○武久家畜防疫対策室長 武久でございます。よろしくお願いいたします。

○横澤調査官 国際衛生対策室長の松尾でございます。

○松尾国際衛生対策室長 松尾です。よろしくお願いいたします。

○横澤調査官 動物衛生課補佐の加茂前です。

○加茂前補佐 加茂前でございます。よろしくお願いいたします。

○横澤調査官 金子。

○金子補佐 金子です。よろしくお願いいたします。

○横澤調査官 山田でございます。

○山田専門官 山田です。よろしくお願いいたします。

○横澤調査官 畜水産安全管理課の寺野でございます。

○寺野補佐 寺野と申します。よろしくお願いいたします。

○横澤調査官 以上、よろしくお願いいたします。

本日、ウェブを併用しての開催となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。

お配りしております資料は、議事次第、委員名簿に加えまして資料1から資料4までを使用いたします。資料3-3と資料4-3につきましては委員の皆様限りの配付となっておりますので、御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

お手元にございませぬ資料、あるいは落丁等ございましたらお申し付けくださいませ。

それでは早速、議事に入らせていただきます。

ここから議事進行を稲垣部会長にお願いいたします。

○稲垣部会長 おはようございます。稲垣でございます。

それでは、議事に入ります。

まずは家畜伝染病予防法の改正に関連して、議事1から議事3について事務局から御説明をお願いいたします。

○横澤調査官 改めまして、横澤でございます。

議事1に関しましては、お手元でございます資料1-1、1-2、1-3、こちらの3点をメインに御説明いたします。

まず、資料1-1でございますが、先ほど木下の挨拶でもございましたとおり、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案につきまして、今週24日火曜日に閣議決定いたしまして、今特別国会に提出したところでございます。今後の審議日程につきましては未定となっておりますけれども、今国会中に審議していただくように、これから説明していくところでございます。

その概要でございますけれども、昨年12月の家畜衛生部会の際にこの方向性につきまして御説明を差し上げたところから、ほぼほぼそのままの形での法律案となっております。改めて大きく3点、今回の法律案の概要について御説明申し上げます。

1点目が、ランピースキン病の家畜伝染病への格上げでございます。

こちらの疾病につきましては令和6年11月に福岡県で初発生をいたしまして、昨年7月にこちらの疾病を家伝法に基づく政令において家畜伝染病という扱いにして、現在、暫定的に対策を行っているところでございます。今国会での改正におきまして、こちらのランピースキン病を家畜伝染病に格上げいたしまして、改正後は、万が一、発生があった場合につきましては緊急ワクチンの接種、それから殺処分、移動制限といった強制的な措置を取れるようにする。これにおいて再発が万が一あった場合の対策を万全にしていきたいと思いますということでございます。

2点目が、豚熱への効率的・迅速な対応でございます。

その中で大きく2点ございまして、1点目は、豚熱に係る選択的殺処分の実施でございます。

新型PCR検査によります知見、これまでの発生事例を踏まえまして、「全頭殺処分」から、子豚あるいは症状があつて検査陽性となった豚のみを殺処分の対象とする「選択的殺処分」に切り換えるというのが1点でございます。

それから、豚熱ワクチン接種者の確保等でございます。

この選択的殺処分をこれから行っていく前提にもなるんでございますけれども、豚熱の

ワクチンが確実に接種されていることが重要となってまいります。その接種体制をきちんと整えていくという趣旨で、①獣医師相当の接種技術を研修によって備えた飼養衛生管理者、農場の従業員の方になりますけれども、そういった者にもワクチン接種を認めるという特例を盛り込んでおります。

②は、豚熱のワクチンを接種した後で、農場ごとにきちんと免疫が付与されているかどうかを確認する免疫付与状況確認検査というものを現在、都道府県が行っているところがございますけれども、こちらにつきましても大学あるいは民間検査機関といったところの活用をこれから進められるよう、現在、自前でやった場合にのみ2分の1国費負担となっておりますところ、大学、民間検査機関に委託した場合につきましても国費で2分の1を負担するよう改正を行っていきたいと思っております。

最後、3点目、輸入禁止品への対応強化ということで、こちらにつきましては写真の右側でございますとおり、近年、水際で発見される畜産物については、パッケージングが相当巧妙なものも含まれております。こういったものの中には、水際の検疫をくぐり抜けて国内に入っていると推測されるものも一定数あるところでございます。実際に国内の外国食材店といったところで調査を行った結果、本来輸入できないものが販売されているといった事例も確認されているところでございます。

こういった実態を踏まえまして、今回大きく2点、この対応を強化するというところでございます。1点目が、そもそも輸入禁止品の販売等を禁止するというものでございます。その上で、2点目でございますが、家畜防疫官——国の動物検疫所の職員にこういった食材店等への立入検査あるいは輸入禁止品を発見した場合の廃棄権限を付与するというのが改正事項でございます。

以上が法律の内容となっております。

続きまして、資料1-2の中身を御説明申し上げます。

法律の改正に伴いまして、その下位法令でございます政令、省令あるいは告示といったところが今回、改正になるということでございます。相当細かい事項も含んでおりますので、主要な論点につきまして御説明申し上げます。

まず、政令につきましては改正事項が3点ございまして、まず①、水牛をランピースキン病の対象家畜に追加するというものでございます。こちらにつきましては家畜伝染病予防法上、対象家畜の追加に当たってはこちらの審議会の答申を得ることになってございますので、後ほど諮問をいたしたいと思っております。

③は、今回、飼養衛生管理者に注射を認めるワクチンの種類につきましては政令で定めることにしてございます。それを受けまして、政令において豚熱ワクチンというものを家畜伝染病予防法施行令に規定するというのが改正事項の主な2点目となります。

続いて省令でございますけれども、主な論点としては三つございます。

①でございますけれども、豚熱の発生時に全頭殺を行う都道府県の区域を、北海道とするものでございます。先ほど選択殺を導入するという話をさせていただきましたが、そもそもワクチンの接種がされていることが前提となります。現在、北海道におきましてはワクチン接種を行っていない状況になってございますので、北海道については引き続き全頭殺処分を行うということで、省令上、この地域をゼントウサツの対象区域から外すというのが1点目でございます。

②につきましては、今回の法改正で豚熱ワクチンの接種をする者を登録することにするんですけれども、その都道府県における具体的な手続をアからサに書いているものでございます。現在指針で行っております豚熱のワクチン接種と都道府県の手続につきましては、おおむね変わらないことになっております。

③になりますけれども、先ほどの御説明で申しますと2の(2)の②の改正事項でございまして、都道府県が民間に委託した場合に検査費用の2分の1を負担する検査の種類といたしまして、豚熱の免疫付与状況確認検査を告示で規定することとしております。

家畜防疫官の立入検査権限に係る改正につきましては、今回、立入検査の権限を法令上、付与することに伴って、その具体的な手続について詳細を定めるものでございます。

以下、その他の改正事項でございますが、こちらは法律の改正に直接関連するものではないんですけれども、大きく2点の改正を考えております。

一つ目のグループといたしましては、今回、販売等の国内規制を入れます関係で、どういったものが指定検疫物なのか、あるいは指定禁止物なのか、これまで解釈でやっていた部分もあるんですけれども、それを省令において明示的に規定するというのが1点目の改正事項でございます。

具体的には(1)の①から③、それから告示の①から④、これがそういった趣旨での改正となります。省令上、こういったものは指定検疫物あるいは指定禁止物と明示することによりまして、国内で販売されている場合に、何が法令に違反するものなのかを販売する側からもきちんと予見できるようにするというところでございます。

もう一点は指定検疫物等の輸入手続に係る改正でございまして、こちらについては今回、

家伝法で大きい改正をする機会に合わせて改めて動物検疫所と動物衛生課で現在の輸入検疫手続に係る見直しをいたしましたところ、現在の運用に必ずしもなじまないというか、簡素化ができるのではないかといたところがございますので、何点か見直しをするということでございます。検疫措置のレベルが具体的に大きく変わるものではありませんで、飽くまで手続の簡素化あるいは効率化、合理化といった点での改正でございます。

次に、資料1－3でございます。

今回の法律の改正案を検討するに当たりまして、都道府県に意見照会したところ、こちらに記載しております意見が寄せられたところでございます。

法改正の内容に直接関連するものとして2点ほど御紹介申し上げますけれども、まず1点目、豚熱の選択的殺処分の導入に当たっては、対象となる豚の範囲等を明確にすべきといった意見がございました。こちらにつきましては、この後、別途御議論いただきます特定家畜伝染病防疫指針の方で具体の規定を置いていくこととなりますので、また御議論いただきますようよろしくお願いいたします。

2点目は、鳥インフルエンザも選択的殺処分の対象とすべきといった御意見を頂いております。こちらにつきましては、鳥インフルエンザを含め、ほかの疾病におきましては、現時点で豚熱のようにワクチンの効果に関する科学的な知見が得られている状況にございませんので、選択的殺処分を導入するのは、今回の改正のタイミングでは豚熱のみとさせていただきます。

最後に、資料1－4でございます。

先ほど申し上げました点でございますが、今回3点、諮問をさせていただければと思っております。（1）ランピースキン病の家畜の種類を家畜伝染病予防法施行令第1条の表に規定することについて。これは法律の改正によりランピースキン病を追加するに伴い、政令上、水牛をこの表に追加するという改正でございます。

2点目、ランピースキン病を家畜伝染病予防法第62条第1項の疾病の種類として指定する等の政令を廃止することについて。これにつきましては、昨年7月、暫定措置としてランピースキン病を家畜伝染病扱いとしておりますこの政令について、法律の改正によりその役目を終えるということで、今回、廃止をするものでございます。

3点目は、特定家畜伝染病防疫指針の一部変更ということで、後ほど詳しく御説明をいたします。

説明は以上でございます。

○稲垣部会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして委員の皆様から御意見や御質問がありましたらお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○末吉臨時委員 鹿児島大学の末吉です。御説明ありがとうございます。

まず資料1-1ですけれども、豚熱の選択的殺処分の実施について、方向性については前回もありましたし、私も、今の豚熱自体が昭和の豚コレラと違って届出伝染病的な病原性だという認識上、この方向性に賛成であります。

それで、この「子豚や症状があり……」という、この子豚は母豚と種雄豚以外の哺乳豚、離乳豚、肥育豚と私は理解しています。間違っていたら教えてください。それで、この「症状があり」というところが、次の豚熱の、特定家畜伝染病防疫指針の見直し・改正点というところでまた入ってくるんでしょうけれども、そもそも豚熱の症状というのは特異的症状ではないのが特徴であり、また、ワクチンを打っていると更に難しいところで、この症状があるかないかという判断基準を各自治体とか各個人（家畜防疫員）に求めているのか。そこまで規定するのはなかなか難しいと思うんですけれども、この第16条第1項、第17条に文言としてどういうふうを書くのかが気になるというのが1点です。

次に、(2)の②豚熱ワクチン接種後の確認検査、これは多分、後の説明でありましたように抗体チェック、免疫付与のチェックだけを大学と民間検査に委託する、この精度管理についてはリストアップするということですが、その精度管理の方法について、どのような協議があったのかを教えてくださいと思います。

もう一点だけ。

資料1-2の2ページ、(2)家畜防疫官の立入検査権限に関する改正の②に「立入検査で輸入禁止品等があった場合における廃棄基準を規定する」とあります。これは廃棄の仕方によっては本当にまん延防止に、非常に気を付けなければいけないところですが、これは係員が没収するのではなく、自主的に廃棄する方法の基準をしっかりと設けて、守らせるという認識でよかったかどうか。

この3点について、よろしく申し上げます。

○稲垣部会長 では、事務局からお願いいたします。

○横澤調査官 ありがとうございます。

先に廃棄基準の話だけさせていただければと思います。

今回、家畜伝染病予防法の改正案におきましては、廃棄の権限はあくまで家畜防疫官に

付与する、そして家畜防疫官が廃棄すると規定しておりますので、動物検疫所の職員が自ら持って帰って、自分で廃棄をすることになります。

廃棄の基準については、水際における廃棄と同じような規定を省令上、規定することにしております。

○武久家畜防疫対策室長 こちらに示す「子豚」の定義でございますが、昨年10月に牛豚等疾病小委員会でこちらを議論していただきました。その中で、免疫が成立していないと考えられる豚としてワクチンの非接種豚、まだ移行抗体の存在が考えられるのでワクチンを打っていない豚、また、ワクチンを打ってから20日以内、まだワクチンがテイクしていないであろうと考えられる豚、及び発育不良に陥っている豚、いわゆるひね豚、及び臨床症状を呈しているPCR陽性となった豚、この四つのカテゴリーについて殺処分すれば、ほかの肥育豚等を殺処分の対象から除外したとしても、全頭殺処分と比して伝播リスクは変わらないという考え方が示されました。

これに基づきまして、この「子豚」の定義としては、ワクチンの未接種豚とワクチン接種後20日以内の豚、この二つを指すと考えております。

また、末吉先生おっしゃるとおり、豚熱についてはほかの疾病と症状が被るところがございます。今回、今、申しましたとおり、臨床症状を呈しているPCR陽性となった豚についても殺処分の対象にしていくということで考えているんですが、この臨床症状については基本的には今、特定症状等で示しておりますので、「このような症状がある」といったものについて、それが確認されれば全頭PCR検査を行う。そして、その臨床症状とPCR検査の二つが合わさった場合に殺処分対象にしていくというような運用で、できるだけ広く、まずPCR検査をかける、そしてその二つが合わさった場合に殺処分対象にするといった運用をしていきたいと考えております。

また、免疫付与状況確認検査の精度管理についてですが、こちらについては今後、この委託をする検査機関においてどのような精度管理を行っていくかといったことはしっかりと議論して、精度管理を行っていきたいと考えております。

○沖田動物衛生課長 補足で一ついいですか。

今の精度管理の話ですが、今、室長から説明したとおり、この後、精度管理についてはしっかりと決めていきたいと思いますが、基本的なところは、現時点でも家畜保健衛生所でいろいろな検査をやるときには精度管理をちゃんとやることになっていきますので、それが基本です。そこをベースにして、具体的なものはこれからしっかりと詰めていきたいと思

いますので、その点よろしくお願ひします。

○稲垣部会長 それでは、黒濱委員、お願ひいたします。

○黒濱臨時委員 豚熱ワクチンの登録飼養衛生管理者による接種についてですけれども、私も養豚場を経営していますので、現場でやっていると、病気だとかけがで社員が休むときもあります。急に辞めたりすることもあります。うちも登録飼養衛生管理者の数を増やしてバックアップ体制を取っているんですけれども、うまくワクチンを打てないときに、登録飼養衛生管理者でない社員が「俺、打てるから」みたいな感じでばかばか打たれてしまうと大問題だと思っていますので、その辺、バックアップ体制を常に考えておくように指導しないといけないのかなと思います。

特に登録飼養衛生管理者だけでなく、知事認定獣医師もいますし家畜保健所もありますので、そういうところにお願ひするとか、そういうバックアップ体制は常々考えておかないと、いきなり抜けてしまって1週間打たなかったとかなってしまうと、ちょっと時期がずれたりすると問題かなと思っています。

関連して、資料1-5の説明はなかったんですけれども、その8ページの左下で、そもそも家畜防疫員の人数が急速に減っているように見えるんですけれども、これ、要は都道府県の家畜保健所の先生だと思ふんですけれども、これはどうなんだろうと思つていまして、特に、岡山理科大だとかができましたので学生数は増えているのではないかと思つているんですけれども、国家試験を見ていると合格者数も増えている感じに見えないですし、獣医師の人数が不足している上に更に県の獣医師も不足しているのではないかなと思つていまして、この辺、どういう施策を取っているのかお聞きしたいと思つていました。

○坂消費・安全局長 消費安全局長の坂でございます。

獣医師、全体の数としてはほぼ一定で推移しておりまして、総数で大体4万人の方々がいらっしゃると思つておりますが、特に近年、都道府県の家畜保健衛生所などにいる農林水産部門の公務員獣医師さん、併せてNOSA Iの獣医師さん、それぞれ減少している傾向があると思つております。

今回の法改正、それを踏まえて特例的な措置を講じたものでございますけれども、別途、産業動物獣医師について、学生段階からその魅力をPRするような、インターンなどの支援、それから学生さんに対して卒業後、一定期間地域での産業動物獣医療に従事していただくことを条件にいたしました就学資金の交付、そういった施策を通じて産業動物獣医師の確保を図っているところでございまして、引き続きそちらの方に力を入れて対策を講じ

てまいりたいと思っております。

○金子補佐 1点補足をしてもよろしいでしょうか。動物衛生課課長補佐の金子でございます。

これ、急激に下がっている部分がちょうどR2なんですね。R2に何が合ったかという
と、知事認定獣医師という制度ができたんですけれども、この家畜防疫員数の中には民間
の獣医師さんを家畜防疫員に登用するという数も含まれていて、今、局長が説明したよう
に実際に減っていて対策を講じなければいけないのは事実ですけれども、ここまで激烈か
というと、知事認定獣医師になったことによってもう防疫員にならなくてもいいという民間
の獣医師さんが恐らくいるので、ここまで……、ここでくっと下がっているのは多分そ
れが影響している。

一方で、R4からR6は特段そういうことはないので、「やはり減っているよね」とい
う傾向はあるのかなと思います。

それから、黒濱委員から頂いたバックアップ体制の話については、この後の御諮問とか、
ここでも議論される防疫指針あるいは都道府県への周知の中で、広く現場にも伝わるよう
に考えていきたいと思っております。

○稲垣部会長 黒濱委員、よろしいですか。

○黒濱臨時委員 ありがとうございます。

○稲垣部会長 ウェブの木村委員、白田委員、いかがですか。

では白田委員、よろしく申し上げます。

○白田臨時委員 先ほど、豚熱の免疫付与状況確認検査を民間機関に委託するというお話
があったと思うんですけれども、私は鳥の方が専門なので細かくは分からないんですけれ
ども、豚のこの検査をやるような民間の検査機関というのは、全国各地に満遍なく存在
するようなものなんでしょうか。

それが1点と、検査費用について今度、2分の1補助するということですが、民間
の場合は検査費用が一律ではないような気がするんですけれども、それは、これから詰
めるんだと思いますけれども、一律にするような方針で進めていくということなんでしょう
か。

以上2点、申し上げます。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

まず、民間の検査機関ですけれども、免疫付与状況の検査ですので、検査方法としては

ELISAが中心になります。そうすると、技術的というか手技的に考えれば、ELISAの検査ができるところはかなりあると考えておりました、我々の下調べではあるんですけども、予備的な調査によって調べたところだと、そういうことができるところは全国90か所程度はあるだろうと考えております。その中から我々で、精度がしっかりしているところといった条件、基準を付けながら、参入していただけるところについて実施していただこうと考えております。

それから費用の面ですけれども、おっしゃるとおりで、一律ではないと思っています。ですが地理的要因等ありますので、例えば北海道と狭い県とでは全く違うとか、そういったこともありますので、そういった要素も踏まえながら、全国で全て一律ということが現実的かどうかは、多分現実的ではないと思いますので、そういった実態も踏まえながら、適正な補助対象をこれから検討していくことになると考えています。

○白田臨時委員 ありがとうございます。承知しました。

○稲垣部会長 では、木村委員。

○木村臨時委員 ランピースキン病に水牛を加えることに違和感はないんですけども、水牛は日本ではそんなに飼われていない、調べたら沖縄等だと思うんですけども、それを実際に加えるのは発症例があったからでしょうかというのが一つ。

それから、さっきの北海道でのみ豚熱の全頭処分をするというのは、発症例がないから出たら全頭処分する。その後、ワクチンを導入したらだんだん分割管理のようにしていくとか、そういう意味なんでしょうか。

以上2点です。お願いします。

○横澤調査官 まず、水牛でございますが、おっしゃるとおり牛に比べれば飼養分布が大きいわけではないんですけども、家畜伝染病予防法施行令におきまして、牛に係る病気を法律に書いたときに、政令でもほかの病気に水牛をかなり書いておまして、それとの並びということもございます。今までに国内で水牛で出た事例があるわけではございませんけれども、万が一、出た場合に対応ができるように規定するものでございます。

2点目、北海道の扱いでございますけれども、まず、北海道につきましては、野生のイノシシがないという大きな違いがございます。そうすると、野生の環境内に豚熱のウイルスがないことが北海道とその他の都府県の大きな違いになりますので、北海道では今、ワクチンの接種も行っていない。ワクチンの接種を行っていない中で万が一、豚熱が発生した場合には、急速にウイルスの量が増えてほかの農場にも広がるおそれがありますので、

そこはもう、すぐに全頭殺処分を行うことになります。

ただ、清浄化ということから考えると、北海道の方が一步先を行っている状況とは言えると思います。

○稲垣部会長 よろしいですか。

○木村臨時委員 ありがとうございます。

○稲垣部会長 引き続きまして、ウェブから関委員。

○関委員 酪農家の関です。

ランピースキン病についてですけれども、現場感覚では、致死率が比較的少ないことから軽視しているような声が聞こえます。殺処分命令に関して「重い」と考える農家も多いのではと思いますが、その点の説明はどのようにお考えですかということと、殺処分の範囲に関しても明確にする必要があるかと思しますので、その点もお伺いできればと思います。

お願いします。

○武久家畜防疫対策室長 ランピースキン病については、御指摘のとおり、致死率はそれほど高くない病気になります。ただ、一方で、乳量の減少、また成長が阻害される、増体が阻害される。このような、経済動物にとってはかなり致命的な症状が確認されることになります。そういった経済被害の大きさと伝播力の強さを併せ見ますと、やはり殺処分という対応が適切と考えてございます。

死ぬことだけが被害ということではなく、やはり畜産ですので、経済活動ですので、その経済性を阻害することも大きな要因として想定しているところでございます。

殺処分の範囲としては、症状が確認されて、PCRで確認されたものとなりまして、同居牛ですとか周辺の農場の牛が対象になるものではございません。

○沖田動物衛生課長 少し補足します。

もうちょっと分かりやすく言うと、豚熱とか鳥インフルエンザのように農場全部を殺すのではなくて、症状があって検査で陽性になったもの、これが殺処分の対象となります。

それから、なぜ殺処分するのかということで、もう一つ補足で情報があるんですけれども、海外においても、ヨーロッパなどではランピースキン病はやはり殺処分対象になっています。治る病気ですけれども、殺処分対象になっています。これは、やはり広がるということが重視されていると考えています。特に現在ヨーロッパの南の方、スペインだとかフランス、イタリア、こういったところで今、ランピースキン病がまん延しています。そ

これらの地域ではワクチン接種とともに殺処分も行ってまん延防止を図っているのに、日本としても、少なくともその症状があるものは殺処分する必要があると考えています。

○稲垣部会長 よろしいですか。

○関委員 ありがとうございます。

○稲垣部会長 ほか、よろしいですか。先に進ませていただきたいと思います。

それでは、本件のうちランピースキン病の家畜の種類を家畜伝染病予防法施行令第一条の表に規定することについて、及びランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令を廃止することについては、リスク管理措置の変更を要するものではなく、専門的、技術的な事項について審議する必要はないと考えますのでこのまま答申案の審議に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○稲垣部会長 御発声がない、異議がないと認めますので、これから答申の手続を進めさせていただきます。

答申文について、事務局から配付をお願いいたします。

(答申案配付)

○稲垣部会長 ウェブの方は画面共有で御覧いただけていますね。もし御覧いただけていない場合は御連絡を頂きたいと思います。

ないということで、家畜衛生部会からの答申案を読み上げさせていただきます。

7食農審第120号、令和8年3月27日。

農林水産大臣、鈴木憲和殿。

食料・農業・農村政策審議会会長、大橋 弘。

答申。

令和8年3月27日付け7消安第7600号により諮問があった事項について、下記のとおり答申する。

記。

ランピースキン病の家畜の種類を家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第一条の表に規定することについて及びランピースキン病を家畜伝染病予防法第62条第一項の疾病の種類として指定する等の政令（令和7年政令第256号）を廃止することについては適当である。

本答申案について、家畜衛生部会として決定してもよろしいでしょうか。御異議のある

方は御発声をお願いいたします。

(異議なし)

○稲垣部会長 御発声、御異議がないと認めますので、本答申を農林水産大臣に提出することといたします。

どうもありがとうございます。

続きまして、議事(4)豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の改正について、事務局から御説明をお願いいたします。

○武久家畜防疫対策室長 それでは、説明させていただきます。

資料2-1、2-2、資料1-4、この三つを用いまして御説明させていただきます。

まず、資料2-1を御覧いただければと思います。1枚紙のものになります。

まず背景・経緯といたしまして、特定家畜伝染病防疫指針につきましては家伝法に基づいて農林水産大臣が作成、公表するもので、豚熱についても作成されておりました、各関係者の役割ですとか防疫対応の詳細、このようなものが規定されているものでございます。

議題(1)でもございました法案につきまして、国会での審議を経て成立・公布された際には豚熱の疑似患畜のと殺義務の対象範囲の変更に係る規定、いわゆる選択的殺処分に関する規定について、法律の公布日に改正・施行される見込みとなっております。

ただ、この法律中に細かい運用方法等が規定されるわけではございませんので、引き続き細かいことは防疫指針で規定されることとなります。

そのため、この選択的殺処分に係る、例えばどのような豚が殺処分の対象範囲となるのか、また、残した豚についてどんな管理を行っていくのかといった具体的な運用方法につきまして、整理を行ったものを中心に、この豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針について所要の変更を行っていくこととしたいと考えてございます。

続きまして2番、防疫指針の変更の方針でございますが、以下(1)から(4)にあるような事項を中心として変更を検討することとしたいと考えてございます。

まず(1)といたしまして、今回の法案の改正の内容であります選択的殺処分の導入に伴う運用として、以下の①から⑤について新たに記載してまいりたいと考えてございます。

まず①ですけれども、先ほども少しお話がありましたけれども、選択的殺処分はワクチン接種を前提としてございますので、その対象区域はワクチン接種区域とイコールとなると考えておりますけれども、この区域で豚熱の患畜が確認された場合の患畜のと殺、また、疑似患畜の殺処分、そして患畜等の死体、汚染物品の処理等に係る運用の詳細について記

載していきたいと考えてございます。

特に今回の選択的殺処分につきましては、農場に豚が残る状態であることから、この残る豚にいかに関感染を広げずに殺処分や消毒等の防疫対応を行っていくのかといった、これまでは余りない考え方に沿った防疫対応も含めて規定していきたいと考えてございます。

②といたしまして、疑似患畜について、殺処分命令を実施すべき豚等の考え方として、どのような豚を殺処分対象にするのか、そしてどのような豚は残すのかといったことについて記載していきたいと考えてございます。

なお、この「豚等」の「等」でございませけれども、こちらは豚とイノシシとお考えいただければと思います。

続きまして裏面、③でございませけれども、先ほども申しましたとおり、10月の牛豚等疾病小委員会で一定の範囲の豚について殺せば全頭殺処分と比して伝播リスクは変わらないという結論がなされたので、これを踏まえまして、同じような範囲の豚について殺処分の対象としていくことを考えてございます。

このうち臨床症状を呈していてPCR陽性となった豚を見付けていくことになると、全ての飼養豚を家畜防疫員が見て回るが必要になるかと考えております。見て回って、臨床症状がある豚についてPCRをかけていく。この臨床症状からPCRまでの一連の検査を拡散状況確認検査と考えてございます。

また、今回の選択的殺処분을導入するに当たっても、患畜が確認された場合、その患畜が確認された農場で飼養されている豚については、全て一旦疑似患畜にするという形で考えてございます。

その前提において、③でございませけれども、患畜確認後、患畜が確認された農場で飼養される全ての豚等について拡散状況確認検査を実施することと、当該検査で陰性になった豚等、こちらは具体的には臨床症状がなかった豚、また、臨床症状はあったけれどもPCR検査陰性、要はほかの病気だったんだろうなという豚については疑似患畜から除外する、こういうことについて記載していきたいと考えてございます。

④といたしまして、患畜又は豚熱ウイルス遺伝子が検出された疑似患畜と同居歴のある豚等——であって殺処分されずに残す豚になると思いますけれども——に対しては、こういった豚でも、残す豚ですので1度ワクチンを打たれてはいるんですけれども、追加でもう一度、患畜確認後に緊急ワクチンを接種する。こういったことについて記載していきたいと考えてございます。

⑤でございますが、殺処分されずに残された豚等がいる農場については、移動制限、また報告徴求といったことを行いながら監視する、この監視プログラムを適用していくことについて記載していきたいと考えてございます。

(2) から (4) については、直接選択的殺処分とは関与しない部分でございます。

(2) でございますが、まず背景といたしまして、現在、ワクチン接種区域におきましては、その区域内で飼養されている豚は全頭ワクチンを接種することを基本としております。一方で、ワクチンを接種すると結果に影響が出てしまうといった試験・研究もございます。こういった試験・研究等がワクチン接種区域でも行えるように、畜産業と関わらない形で高度な隔離を担保できる研究施設、このようなところについては、都道府県がしっかりそういった隔離状況等を確認した場合、農林水産省と協議の上でこの接種をしないことができるという規定を設けてございます。

(2) についてはこの規定に関してとなりまして、今回の変更点といたしましては、農林水産省への事前協議を廃止しても、これまでの様々な経験、知見がございますので事後の報告でよいこと、都道府県の判断でまずは接種しない豚を指定できるようにする、こういったことを規定していきたいと考えてございます。

(3) は、先ほどもお話のありました免疫付与状況確認検査についてでございます。

予防的ワクチン接種農場では、ワクチンでどれだけ免疫が付与されているかといったことを確認する検査を行っているところですが、この検査の結果で抗体陽性率が8割に満たなかった際は、農林水産省と事前にもう一回ワクチンを打つことに関する協議を行った上で、各農場はワクチンを打てるという制度にしてございます。この制度につきまして、農林水産省への事前の協議がなくとも、この確認検査の結果等の事後報告をするといったことを条件に、この協議を廃止することについて規定していきたい、このようなことについて事務の簡素化を図っていきたいと考えてございます。

(4) でございます。こちらの背景といたしまして、豚熱のワクチンを接種すると、接種豚においてはしばらくこのワクチン株が体内に残って、PCR検査をすると陽性になってしまいます。このため、現在の留意事項におきましては、ワクチン接種後おおむね30日以内の豚等の病性鑑定を行う際、遺伝子検出検査において陽性が確認されたときでも、それがワクチン株なのか、それとも野外株なのかを判断するための要件を示しているところでございます。現在はこの要件の中で、動物衛生課が牛豚等疾病小委員会と協議をした上でこの判断をするとしておりますが、大分知見も集まってきましたので、都道府県段階で

この判断を行えるようにする。判断を行えなければ今までどおり動物衛生課が行うといった形の事務の簡素化等を記載していきたいと考えてございます。

また、今、申しました改正内容について、実際の防疫指針の中ではどこら辺に書かれるのかを資料2-2で示させていただいております。こちらの御説明は省略させていただきますので、後ほど御確認いただければと思います。

また、こちらの変更につきまして、資料1-4の諮問文の記の(3)豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針を一部変更することについてということで、諮問を行いたいと考えてございます。

ちょっと戻っていただきまして、資料2-1の裏面の3でございますけれども、この指針の改正に係る今後のスケジュールでございます。

まず1番目といたしましては、今後、牛豚等疾病小委員会におきまして、変更の方針について議論を行っていただいております。併せまして、この指針の改正には都道府県への意見照会及びパブリックコメントの実施が必要となっております。このため、この手続を進めていきたいと考えてございます。そして(1)(2)の終了後、その結果を家畜衛生部会に報告いたしまして、変更の方針について答申が得られれば、改正法の公布日にこの改正を行ってまいりたいと考えてございます。

資料の説明は以上でございます。

○稲垣部会長 どうもありがとうございました。

本件につきまして、委員の皆様から御意見や御質問がありましたらどうぞよろしく願います。

○末吉臨時委員 質問ではありません。意見として。

こういう方向で、全頭殺処分を回避して残された豚については出荷も認めるということですが、危惧する面として、また、更に告知というか、しっかり徹底しなければいけないところは、肉製品を含むエコフィーディングの在り方。ここをしっかりと、90℃で1時間程度の攪拌とかそれに相当するということを守ってもらう、そしてクロス汚染をなくすということを再確認しておかないと、いわば不顕性感染豚がないとも限らない状況はあるので、そういったところがちょっと危惧される。

そういう点を何か一言入れることも必要かなと思って、今、意見させていただきました。

○武久家畜防疫対策室長 こちらのエコフィードにつきましては、やはり豚熱における、以前も含めて、主要な感染経路として考えられる一つでございます。やはりこちらはしつ

かりとした管理をしていくことが必要と考えております。

こちらにつきましては現在、飼養衛生管理基準と飼安法の中で、生産者が守るべき規定、また、餌メーカーが守るべきものとして規定されているところでございます。こちらの遵守の徹底についてはしっかり指導していくことが重要でありますし、また、防疫指針等でもこちらはしっかりと記載してありますので、こちらの周知等も併せて行っていくことが非常に重要と考えております。

どうもありがとうございます。

○黒濱臨時委員 資料2-2については、この後、説明あるんですか。

○武久家畜防疫対策室長 いえ、今回は、説明は省略させていただければと思います。

○黒濱臨時委員 資料2-1の3のスケジュールですけれども、この後、牛豚等疾病小委、それからパブリックコメントとあるんですけれども、この部会の第79回が二、三週間後にまたやるということで昨日スケジュールが来たんですけれども、この短い期間でこれができるんですか。十分な議論ができるんですかということが一つ。

それから、資料2-2の説明はないということですので加えて言いますが、昨日、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫方針をもう一回読み直してきたんですけれども、決定的にイノシシに対する考え方が古いというか、昔、まだ豚コレラと呼ばれていた時代の、野生の方には広がっていかなかった、若しくは広がっても収束してしまった時代のものを引き継いでいるなという感じを受けています。

今、豚熱が100例発生しているわけですが、そのほとんどが野生のイノシシと間接的な接触があって農場に侵入したのではないかと思われていて、周りに感染したイノシシがたくさんいて、世代交代を経ながら感染の輪がずっと続いているような状態で、養豚場だけで、いわゆる専守防衛だけでは守れない状況になっているのではないかと。

豚コレラの時代は、日本国内のイノシシの数は10から15万頭ぐらいだったという話なんです。一時120万以上に増えたものをまた減らして行って、60万頭近くまで減ってきているんですけれども、それでも養豚場の周りにはイノシシがたくさんいて、多いと感じています。

ですから、イノシシの数を減らしたらいいのか、養豚場の周りのイノシシに積極的に免疫付与をしていく、ベイト剤、経口ワクチンをまいて免疫を持たせるとかいろいろな手を打たないと、養豚場だけでは守れないと感じています。

その辺の議論を是非、今回の小委の方には入らないのかもしれませんが、継続的

に審議していただいて、イノシシ対策を進めて、養豚場も守るしイノシシからの感染も少なくなるしという方法を探していただきたいと思います。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

今回の指針の改正につきましては、法律の改正に伴って変更する、選択的殺処分を取り込むことを主眼としておりますので、今回ということではありませんけれども、今、頂いた御意見は非常に重要だと思っています。

昨年出しました豚熱の清浄化のロードマップには、豚側での取組、併せてイノシシ側での取組についても進めながら全体的にきれいにしていくという全体の方向性は出していますけれども、細かいところについて、やはりしっかりとした議論をもう少ししていかなければいけないと思っていますので、この後の防疫指針も含めた全体的な、イノシシも入れた豚熱の清浄化の進め方については、生産者の皆様ともしっかりと議論しながら進めたいと思います。

貴重な意見、ありがとうございます。しっかりと対応していきたいと思っています。

○黒濱臨時委員 よろしくをお願いします。

○金子補佐 補足してもよろしいでしょうか。動物衛生課の金子でございます。

今回、防疫指針の改正と併せて、やはり今、黒濱委員も御心配のようになり大きく変えるということなので、大体防疫指針というのは都道府県が実際に運用していくというイメージで書かれていますけれども、今回、生産者の方とか畜産関係者の方にもよく理解していただく必要があると考えています。

なので今回、かなり詳細が分かるような、Q&Aのようなものを防疫指針と併せて作ろうと考えているところでして、その中に、本格的な議論は今、課長が申し上げたとおりだと思いますけれども、その中にイノシシの対策の重要性を盛り込むことはできるのではないかと考えています。

○稲垣部会長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。

○小田臨時委員 先ほど末吉先生ですか、エコフィードのお話があったんですけども、私からはお願いということで。

エコフィードもそうなんですが、実際にこれで殺処分されなかった豚、その後⑤で監視プログラムを設けられているということは、やはり追跡調査が必要だという御認識に立っているのかなと理解した上で、では、出荷豚といえば当然と畜場。と畜場はその地域だけでなく、北海道から東京のと畜場まで出荷するような広域な移動、若しくは、例えば某

企業体だとかがと畜スケジュールで地域のと畜場に遠距離に豚を移動させるといった事例も多々あると伺っていますので、そういったところでのいわゆる交差汚染だとかそういったものは、実際にと畜場での検査というと厚労省マターの管轄なので、いわゆる農林水産省部分の対応と併せて厚生労働省マターの部分との連携も一つ考えながら、今後の議論、検討をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○武久家畜防疫対策室長 御意見ありがとうございます。

こちら残す豚について、いずれと畜されるということはそのとおりでございまして、やはりと畜に関しても、できる限り交差汚染等の防止を図っていくことが非常に重要かと考えてございます。

まずは農場から出るときに症状がないものを担保していくことが大事であるとともに、行った先のと畜場においても生産者任せ、と畜場任せにするのではなく、そのと畜場の管轄県の家畜防疫当局がしっかりその情報を持って対応していくことも必要かと考えております。

また、現在の我々の考え方ですと、やはり監視プログラム中にある農場からの出荷につきましてはワクチン接種区域に限るといったことも図っていきたいと考えております。

この防疫指針の作成を行っていくときにも、こういったと畜場ですとか残された豚の移動等の部分、しっかり管理がなされるように厚生労働省とも意見交換等を行いながら、図ってまいりたいと考えております。

○稲垣部会長 よろしいですか。

○小田臨時委員 よろしく申し上げます。

○稲垣部会長 ほかに、ウェブの委員さんはいかがですか。大丈夫ですか。

どうもありがとうございます。

それでは、本件の審議に当たっては、当部会の所掌事務のうち専門的、技術的な事項を審議する必要があることから、今後、牛豚等疾病小委員会において審議いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○稲垣部会長 御異議がないようですので、事務局ではそのように進めていただきますようお願い申し上げます。

それでは最後に、議事（５）スウェーデンのアフリカ豚熱清浄性復帰について及び議事

(6) ハンガリーの口蹄疫清浄性復帰について、事務局から御報告をお願いいたします。
○松尾国際衛生対策室長 動物衛生課の松尾でございます。

それでは、資料3-1に沿って説明いたします。

説明に当たっては、資料3-3にあります詳細版の話も加えながら適宜説明させていただきます。

まず、資料3-1の1ページを御覧ください。

目的でございます。

スウェーデンについては、もともと生きた豚及び豚由来製品の輸入ができておったところでございますが、2023年9月に野生のイノシシにおいてアフリカ豚熱が発生したということで、現在、輸入を停止してございます。この件についてスウェーデンから、2024年9月にはASFの清浄化が成立しているということで輸入再開の申請が来てございます。その上でのリスク評価ということでございます。

まず、どのような発生であったかを説明したいので、3ページを御覧ください。

図1でございます。

スウェーデンの南の方でございますかね、この地域において野生のイノシシだけで発生があったと報告を受けてございます。

具体的な期間は2023年9月6日から、最後に野生イノシシの陽性死体が発見されたのは翌年、2024年7月14日でございます。この間に、この地図の真ん中に紫の地域があるかと思えます。直径5キロぐらいの範囲の地域でございますが、この中で、70頭の野生のイノシシで陽性が確認されました。死亡個体からの発見が69頭、生きていたのは1頭。これは後に殺処分という形で対応してございます。70頭は、この紫の地域の中から発見されました。

どのような対応をしてきたかは次につながりますが、まず、この図の中で説明したいと思います。

今、紫の地域の中で発生が確認されているというお話をしましたが、EUとしては点線の広い地域、1,000平方キロメートルほどある東京都の半分ぐらいの地域を制限地域としたんでございますが、その後の発生状況を受けて赤いライン、600平方キロメートルぐらいを制限区域Iとして、更にその内側に130平方キロメートルほど、これはいい例か分かりませんが、千葉市の半分ぐらいの面積をフェンスで囲いました。この青いラインはフェンスで囲った地域であります。そういう中で対応してきたというのがスウェーデン

での発生の状況、それから制限地域の付け方でございます。

それでは1ページに戻っていただいて、防疫の、対策の状況でございます。

Ⅲの2、一番下のパラグラフでございますが、スウェーデン当局による対応でございます。

2023年9月7日にスウェーデン当局としては法律に基づき、先ほど申し上げましたように大きく1,000平方キロメートルの感染区域を設定しましたが、その後、発生状況を踏まえて対応してございます。まず、この区域は11月30日までに決定して、2か月たつておるところでございますけれども、ASFの陽性個体が集中した中心130平方キロメートル、先ほどの図で言うと青いラインでございますが、ここを制限区域Ⅱとして設定してございます。

残りの地域については、赤いラインでございますけれども、600平方キロメートルを制限区域Ⅰとしてございます。

この感染区域でありますとか制限区域内では全ての家畜豚、56頭いたんでございますが、全て予防的殺処分という対応をしました。それから野生イノシシの死体の積極的探索を行いまして、RZⅡ——というのは先ほどの青いラインですね——の中の地域については野生イノシシの全頭駆除を行ってございます。

野生イノシシの全頭駆除に当たりましては、足跡を調べたり犬を使ったりという形で調べた結果、駆除ができていることを確認したと報告を受けてございます。

2ページの3、ASFサーベイランスでございます。

2023年11月30日、発生後でございますけれども、それから翌年9月にかけて、制限区域の周辺の6自治体に所在する飼養豚の飼養施設20戸全てで、死亡個体を対象に抽出検査を行ってございます。結果としては、28頭が対象になったんでございますが、全てがASF陰性ということでございます。また、制限区域周辺外、全国的にも調査を行ったということでございますが、疑い事例のASF検査を行ったところ、16頭の疑い事例があったんでございますが、全て陰性ということでございました。

野生のイノシシについてですが、同じく発生年の9月から翌年9月にかけて制限区域、その周辺についても死亡個体のアクティブサーベイランスを実施した。また、これらの区域以外においても野生イノシシの死亡個体の通報によるパッシブサーベイランスを実施した上で、制限区域内では250頭調べて、先ほど申し上げたように70頭陽性となりました。制限区域外の地域では435頭の検査が行われて、全て陰性が確認されたものでございます。

4、疫学的評価でございます。

実際どんなウイルスだったのかということも彼らは調べてございます。分離されたウイルスは遺伝子型Ⅱ型、今、ヨーロッパを荒し回っているタイプですね。アジアにも来ておりますが、このタイプだということでございます。EUの選別の仕方ではグループ19という、そもそもルーマニアで発生して、だんだん西の方に広がっているようなタイプという形で分類されているという報告を受けてございます。

先ほど野生イノシシの死亡個体から見付けたという話をしましたが、彼らは実際のウイルスの侵入日を決定するために、法医学的に腐敗段階のものを調べるタフォノミーというものと実際の病理所見を併せて、大体いつぐらいに感染したのかを推測しています。その結果、最後のものであっても2023年9月ぐらいであろう、ピークについても同じ頃、2023年8月から9月にかけてが一番のピークではないかと推測してございます。

2パラ目、「また、」からでございますけれども、スウェーデンの野生イノシシの個体群は周辺諸国のASF発生地域とは地理的連続性がない。突然この地域の野生イノシシでぽっと発生したということもございます。自然な個体移動によるウイルス侵入の可能性は低いと考えられた。このため、感染源としては、感染国由来の家畜豚又は野生イノシシのアフリカ豚熱ウイルスの汚染肉、肉製品の廃棄物が環境中に不適切に投棄され、それを野生イノシシが摂取した可能性が最も高いと推定されたとございます。

IV、私どものまとめでございます。

2023年8月27日にスウェーデンで初となる野生イノシシのASF感染事例が発見されました。スウェーデン政府は発生直後から法令に基づき制限区域の設定、サーベイランスを実施して、死体の徹底的な探索も行ってきたということもございます。

中ほどでございますけれども、これらの対策は感染伝播リスクを早期に抑制する上で有効に機能したと評価いたしまして、スウェーデンは2024年9月25日に制限区域解除、EUとしてはスウェーデンではアフリカ豚熱が清浄化されたと認められ、2024年9月30日、WOAHによってもASF自己清浄化宣言が承認されてございます。

以上のことから、ASF発生の早期検知や感受性動物の侵入防止に向けた取組が引き続き維持・徹底される限り、スウェーデンを以前のようにASFの清浄国と再認定し、スウェーデンからの生きた豚、豚肉製品の輸入を再開してもアフリカ豚熱が我が国に侵入するリスクは無視できるとまとめさせていただきました。

以上がスウェーデンのリスク評価に関する報告でございます。

続きまして、ハンガリーの口蹄疫清浄性復帰についても御説明させていただきたいと思
います。

これについては資料4-1で、ときどき資料4-3の詳細版にある内容も含めながら御
説明させていただきたいと思います。

それでは資料4-1、背景でございます。

我が国は、2025年3月にハンガリーで口蹄疫が確認されたことを受けまして、偶蹄類動
物肉等の輸入停止を現在、してございます。2025年9月にハンガリーとしてはFMD清浄
性を再獲得したんだということで、我が国の輸入停止措置の解除について要請がございま
した。

この要請を受けて、資料を頂いてまとめましたのが、この定性的評価でございます。

先ほどと同じように、まず、どんな発生であったのかを御説明したいと思います。

3ページの図1を御覧ください。

この緑の部分から南の方がハンガリーだとお考えください。緑の部分から北の方、真ん
中から右と申しますか——がスロバキアでございます。今からお話するのはハンガリー、
この緑色が付いている方の国、南の方の国の話をしますけれども、ハンガリーにおいては
5か所で確認されました。時期については2025年3月6日に確認されて、それから4月17
日にかけて5例の口蹄疫が確認されています。この5例は全て大規模酪農場、乳牛での発
生ということで、このように、北部のスロバキア国境に近い限定された地域であったと報
告を受けてございます。

関連して説明していきますけれども、発生状況はスロバキアも含めてでございますが、
1例目は3月6日、最後の5例目が4月17日に確認されたと申しましたが、その間にスロ
バキアでも発生がありまして、スロバキアでは3月20日からこのように発生しています。
ハンガリーもそうですけれども、既にEUからもWOAHからもFMDの清浄性は回復し
たとされてございますが、スロバキアもWOAHからはFMDの清浄性が回復したとされ
てございます。ただ、今回、スロバキアも一緒に清浄性回復の確認をしていないのは、ま
だ我が国はスロバキアから十分な資料をもらっていませんので、それを確認した上で、ま
た次回以降の会で御報告したいと思います。今回、スロバキアについてはそういう意味で
対象外ではございますが、国際的には清浄化が回復している状況でございます。

初動の対応です。

まず1例目でございますけれども、この動物については直ちに殺処分を行っています。

2例目から5例目にかけてはスロバキアでの発生もありましたので——2例目は3月25日です。スロバキアでは3月20日に発生していますので、こういった発生状況も受けまして、2例目から5例目はウイルス拡散防止のために、ハンガリー政府は緊急ワクチン接種を行っています。ただ、この緊急ワクチン接種はワクチン・トゥ・キルというタイプのもので、ウイルスがまん延するのを防止するためにかりそめにワクチンを打っていて、最終的には全て殺処分いたしました。

ここに描かれていますように、EUの規定に基づいて3キロのオレンジ色のラインの制限区域、それからピンク色のラインの監視地域も引いてございます。

これが発生の動向と、当初の対応でございます。

ハンガリーの防疫措置についてお話しさせていただきます。1ページに戻っていただきます。

Ⅲの1、FMD発生と防疫措置でございますけれども、今、申し上げましたように制限区域を引きましたというお話でございます。

2番、殺処分もしながらでございますが、FMDのサーベイランスも同時に行っているということでございます。飼養感受性動物、豚とか牛とかでございますけれども、保護区域及び監視区域内に所在する全ての農場において検査を実施してございます。保護区域、監視区域以外に所在する農場については、発生農場と接触がある——我々で言う疫学関連農場でございます——若しくは臨床疑いのある個体がある農場については検査が実施されてございます。

結果としては、2025年3月5日から2025年7月20日までの間に全国で延べ6,753施設からサンプルを回収し、7万5,746検体調べたということでございます。

この結果でございますけれども、PCRで検査して、発生施設5件から採取された51検体を除き、それ以外については全て陰性であったという報告を受けてございます。

野生動物についても、シカ科の動物であったり野生のイノシシについて2025年3月5日から2025年7月20日までに全国で検査してございます。サンプリングしたものについて7,873頭をPCRで検査して、全て陰性であったことが確認されたということでございます。

3番、疫学的調査の結果でございます。

今回ハンガリーの酪農場5件から分離されたFMDのウイルスは、全て単一の株に由来するというところでございます。これは先ほど示しましたスロバキアもそうでございますけ

れども、ハンガリーとスロバキアのこの一帯で起きたウイルスは、基本的に単一の株であったということでございます。ハンガリー国内への1回のウイルスの侵入で、複数の農場で連鎖的に発生したことが確認された。違うものが混合することもなく同じ単一のものであったから、そのように結論しているということでございます。

ウイルスの血清形はO型で、2018年にパキスタンで確認された株と最も近縁ということまで確認しているということでございます。

感染経路は明確に特定はされていませんで、大規模酪農場では人員や車両、資材の出入りが多いため、これらの複数のリスク因子が重なる中でウイルスが入ってきたのではないかと考えているという報告を受けております。

IV、まとめでございます。

2025年3月から4月にかけてハンガリー北西部のジェル・モション・ショプロン県において、同国で約50年ぶりとなる口蹄疫の発生が5件確認されてございます。発生後遅滞なく、法令に基づき口蹄疫の監視体制、防疫体制が実施されてございます。また、全国における飼養感受性動物のサーベイランス、制限区域における野生動物に対するサーベイランスの結果、この5件以外の口蹄疫の発生は確認されておられません。

ハンガリーは、2025年6月6日に全ての制限区域解除がEUによって承認された。これはEUによって、ハンガリーの全ての地域で清浄性回復が認められたということでございます。また、2025年9月10日にはWOAHによってワクチン非接種FMD清浄地域のステータス回復が承認されたということでございます。

以上のことから、口蹄疫発生の早期検知、感受性動物への侵入防止に向けた取組が引き続きハンガリーとして維持されるのであれば、我が国としてはハンガリーを口蹄疫の清浄国として再認定し、ハンガリーからの偶蹄類動物肉等の輸入を再開しても口蹄疫が我が国へ侵入するリスクは無視できると考えました。

以上でございます。

○稲垣部会長 どうもありがとうございます。

本件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○井岡委員 丁寧な御説明、ありがとうございました。

私は素人ながら、今回のスウェーデンとハンガリーの対策が物すごく素早く、徹底されて、それも短期間に行われていることを知りまして、大変驚きました。もし日本でもあつ

たとしたら、このように徹底されて清浄化に向かうように、見本としていつていただきたいと思います。

○稲垣部会長 ほかの委員は、いかがでしょうか。ウェブの委員はいかがですか。よろしいですか。

それでは、その他家畜衛生に関する内容について、この機会ですので、委員の皆様から御意見、御質問等ございますでしょうか。

特にないようでございますので、終了させていただこうかと思ひます。

進行を事務局にお戻しいたします。

○横澤調査官 稲垣部会長、ありがとうございました。

本日は熱心な御議論を頂きまして、ありがとうございました。

最後に、消費・安全局長の坂より御挨拶申し上げます。

○坂消費・安全局長 本日は別の会議が遅れまして開会に間に合わず、大変失礼いたしました。

大変活発に御議論を賜りまして、誠にありがとうございました。頂いた御意見をそれぞれよく検討しながら、それぞれの中に反映させていただきたいと思ひます。

今回御議論いただきました関係のもとになりました家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案でございますが、去る24日に無事に閣議決定されまして、今後、国会において御審議いただく予定でございます。また、本日御審議いただきました政令等につきましても、その議論を踏まえまして適切に手続を進めてまいりたいと思ひております。

また、議事（4）で御審議いただきました特定家畜伝染病防疫指針の改正につきましても、来週31日に牛豚等疾病小委におきまして専門家の方々に御議論を賜りたいと思ひております。

引き続き高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱といった越境性の動物疾病の発生リスクが高くなっております現状を踏まえまして、できる限りの発生予防、それから万一発生した場合のまん延防止、両対策に取り組んでまいりたいと思ひております。皆様におかれましては今後とも御指導、御協力のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日はお忙しい中、御参加いただきましてどうもありがとうございました。

○横澤調査官 以上をもちまして食料・農業・農村政策審議会第78回家畜衛生部会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時32分 閉会